

令和8年10月1日以降に

【東京都外の医療機関・助産所で産婦健康診査を受診される方へ】

→この用紙を受診票と一緒に産婦健康診査を実施する医療機関等にお渡してください。
(都内の医療機関等で受診される場合この用紙は不要です。受診票のみお渡してください。)

産婦健康診査 実施のお願い (東京都外医療機関のご担当者様へ)

平素より稲城市の母子保健事業に御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

稲城市では、市民が産後（流産・死産を含む）2週間・1か月程度で受診する産婦健康診査について費用助成を行っており、委託契約を締結していない医療機関にて受診され、一定の要件を満たした場合には、償還払いにて対応しております。

つきましては、お手数ですが、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

なお、御不明な点がございましたら、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

記

【依頼事項1】

産婦が稲城市民であると御確認いただき、「産婦健康診査受診票」の提示を受けてください。

「産婦健康診査受診票」は、東京都にお住まいの妊婦であれば、原則、妊娠届を提出した際に交付されます。お持ちでない場合は、裏面の問い合わせ先まで御連絡ください。

【依頼事項2】

基本的な健診項目、お母さんの気持ちに関する質問票（EPDS等）を必ず実施してください。

「産婦健康診査受診票」に記載のアンケート1（エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS））、アンケート2（赤ちゃんへの気持ち質問票）について、日本産婦人科医学会発行「妊産婦メンタルヘルスマニュアル」等を参考に、問診と結果把握を行っていただきますようお願いいたします。

※EPDS・赤ちゃんへの気持ち質問票等、お母さんの気持ちに関するいずれの質問票も未実施の場合は、産婦健康診査の費用助成の対象となりません。

ただし、産婦の状況によって未実施の場合、理由を受診票に御記載ください。

【依頼事項3】

健康診査の結果を「産婦健康診査受診票」に記載し、医療機関の押印またはサイン後、2枚目（請求原票）・3枚目（産婦控）を産婦にお渡してください。

産婦が稲城市に償還払いの申請をする際に、結果の記入があり、医療機関の押印またはサインがある「産婦健康診査受診票」と「産婦健康診査費用の領収書」が必要です。

※受診票への記載が難しく、母子健康手帳に結果を記載する場合、お母さんの気持ちに関する質問票の結果について、稲城市から確認の御連絡をさせていただきます。

【依頼事項4】

健康診査の結果、行政の支援が必要と判断された場合、裏面の問合せ先へ御連絡ください。

「産婦健康診査受診票」の「今後の指導と区市町村への連絡事項」の「区市町村で支援」に○をつけていただき、裏面の担当部署へ御連絡いただくとともに、受診票1枚目（医療機関控え）の写しをFAX等にて送付していただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

※産婦の居住する地域を管轄する 稲城市おやこ包括支援センター に御連絡ください

名称	所在地	電話番号	FAX	メール
稲城市おやこ包括支援センター	東京都稲城市 百村112-1 (稲城市保健センター2階)	042- 378- 3434	042- 377- 4944	oyako20201201@city. inagi.lg.jp

【受付時間】 8：30～17：00（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

※下記ホームページにて、産婦健康診査の実施や償還払いについてご案内していますので、詳しくはこちらをご覧ください。

稲城市公式ウェブサイト
「産婦健康診査」

